

# 特定処遇改善「見える化」要件

## 介護職員特定処遇改善加算にかかる情報公開

見える化要件とは、新加算の取得状況や賃金改善」以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を、自社のホームページ等を活用し、外部から見える形で公表することです。

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を受けるためには以下の要件を満たしている必要があります。

## 介護職員特定処遇改善加算の算定要件

1. 現行の処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ等の掲載等を通じた見える化を行っていること。

## 処遇改善に関する具体的な取組(賃金以外)

要件に基づき法人について以下のとおり公表します。

入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策の実施 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内のコミュニケーション円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善